

学校いじめ防止対策基本方針

福島市立岳陽中学校 いじめ根絶委員会

1 いじめ根絶委員会設立の目的

いじめによる自殺や不登校など、陰湿ないじめが社会問題となっている。このようなことはどの子どもにもどの学校にも起こりうる喫緊の問題であるため、本校では「いじめ根絶委員会」を立ち上げ、全職員で組織的にいじめ根絶に関わるとともに、家庭や地域とも情報交換を緊密にしながら協議していく場とする。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは

生徒に対して、学校に在籍している一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条より）

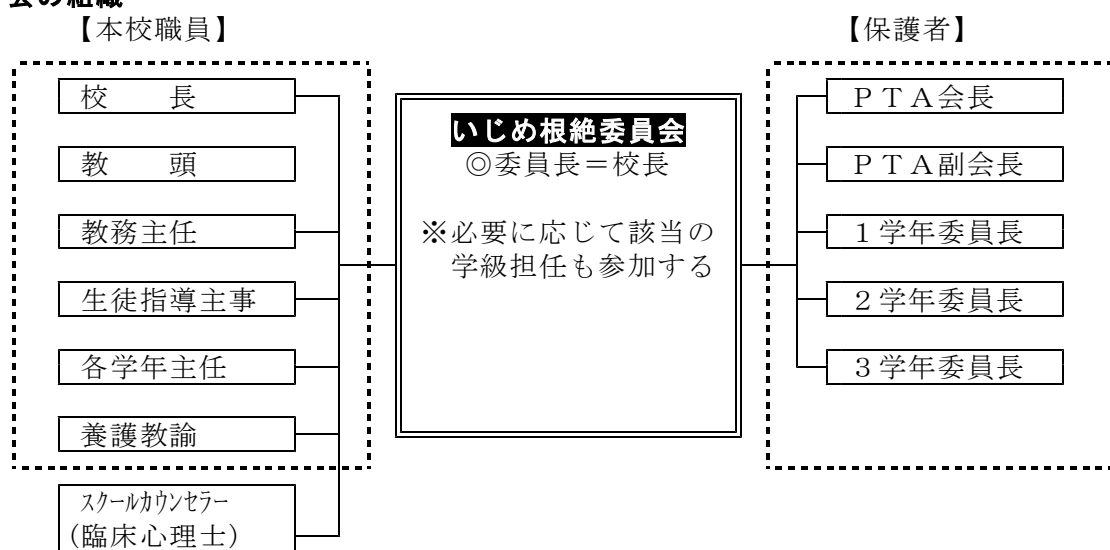
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは人間として決して許されないことである。
- ② いじめは、どの学校でもどの子どもにでも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめ防止に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
- ⑤ いじめは、犯罪行為として取り扱われるものもある。

(3) いじめの心理

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団等において、基準から離れた者への嫌悪感や排除意識）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ いじめ被害者となることへの回避感情等

3 会の組織



4 年間計画

月	主な予定	備考（実態把握調査等）
4月	年間計画の確認，定例会①	
5月		アンケート調査①（悩み・いじめ等）
6月		
7月	三者懇談（3年），家庭訪問（1・2年）	
8月	定例会②	アンケート調査②（夏休みの変容等把握）
9月		
10月		アンケート調査③（悩み・いじめ等）
11月	三者懇談（全学年）	
12月	定例会③，家庭訪問（必要な生徒）	
1月		アンケート調査④（冬休みの変容等把握）
2月	定例会④	アンケート調査⑤（悩み・いじめ等）
3月	今年度の反省	

※上記の定例会の他，必要に応じて臨時のいじめ根絶委員会を開催する。

【取組内容】

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った生徒に対する指導
- ⑤ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑥ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ 基本方針を生徒，保護者，地域へ公開する
- ⑨ いじめ防止に係わる教職員組織を構築する
- ⑩ いじめに係わる検証を行うためと，その内容を学校評価に位置づける
- ⑪ その他いじめの防止に係わること

5 いじめ未然防止対策

- (1) いじめを生まない集団づくり
 - ① 生徒の人格を尊重し，個性の伸長を図りながら，積極的な生徒指導を推進する。
 - ② 自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す。
 - ③ 自己実現の基礎である自己選択や自己決定を尊重する。
 - ④ 共感的な生徒理解に努め，深い信頼関係を築く。
 - ⑤ 全校朝会や学校だより等で，一人一人の心情に訴え未然防止・再発防止に努める。
- (2) いじめを許さない学校づくり
 - ① 生徒理解に努め，教師が子どもの些細な変化を見逃さないようにする。
 - ② いじめに関する授業（道徳・学活等）を実践する。
 - ③ 教職員によるきめ細かな観察，面談，情報収集と併せて，いじめに関する生徒アンケートを学期に1回以上実施し，いじめの兆候を見逃さないようにする。
 - ④ いじめている生徒に対しては，出席停止等の措置を含め，毅然とした指導をする。
 - ⑤ いじめられている生徒に対しては，学校が徹底して守り通すという強い意志を日頃から示す。
 - ⑥ いじめられている生徒が一人で孤立する時間を意図的に作らないようにする。
- (3) 保護者や関係機関との連携・協力
 - ① 「いじめは絶対に許さない」という本校の指導方針を，日頃より家庭や地域に積極的にアナウンスし，保護者や地域住民の理解を得るようにする。
 - ② 万が一，いじめが発生したときは，該当担任のみで解決しようとせず，いじめ根絶委員会を中心とした組織で対応する。本人や保護者，地域住民等の訴えに謙虚に耳を傾け，迅速で正確な実態把握に努める。
 - ③ 主な連携・協力機関

・福島市教育委員会	・福島西部交番
・福島県中央児童相談所	・学区内各地区健全育成協議会
・福島警察署	・福島市総合教育センター

6 いじめの早期発見

- (1) いじめのサインを認知するために
 - ① 生徒と一緒に過ごす機会の確保
 - ② 生活の記録や自主学習ノートを活用し、生徒の変化の把握
 - ③ 教師間での生徒の情報交換及び情報の共有
- (2) 教育相談を通じた把握
 - ① スクールカウンセラーとの連携
 - ② 保護者も気軽に相談しやすい関係の構築
 - ③ いつでも利用できる相談室の整備
- (3) アンケート調査による把握
 - ① 年間5回の学校生活アンケート調査の実施

7 いじめの早期解決のための取り組み

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保
 - ② いじめ根絶委員会による対応と情報共有
 - ③ 多方面からの情報収集による正確な事実関係の把握
 - ④ 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談
- (2) 問題解決のための適切な指導と支援
 - ① いじめられた生徒や保護者への支援
 - ア 生徒に対して
 - 事実確認とともに、生徒の気持ちを受容的共感的に受け止め心の安定を図る。
 - 最後まで全力で守り通す姿勢を示し、できる限り不安を除去し、心身の安全を確保する。
 - スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
 - 生徒の意向を考慮し、必要に応じて学校生活への配慮を行う。
 - イ 保護者に対して
 - 家庭訪問等で、保護者の心情に配慮しながら事実関係を正確に説明する。
 - 学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過について保護者との連携を図りながら解決に向けて取り組む。
 - ② いじめた生徒への指導・支援や保護者への助言
 - ア 生徒に対して
 - 生徒が抱える問題や、いじめの背景にも目を向け事実確認を行う。
 - いじめが人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - 生徒の健全な人格の発達に考慮しつつも、状況に応じて、出席停止や懲戒のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。
 - いじめの要因や背景を踏まえ、継続的な立ち直りに向けた指導支援を行う。
 - イ 保護者に対して
 - 正確な事実を伝え、理解を得た上で、適切な対応を行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言に努める。

8 インターネット上のいじめ対応

- (1) 未然防止のために
 - ① 情報の授業を通しての情報モラル教育の充実
 - ② 生徒教職員に対しての情報モラル講座の実施（防犯教室）
- (2) 早期発見・早期対応のために
 - ① 専門的な機関の相談窓口の周知
 - ② 書き込みや画像等の削除対応など具体的な方法の指導
 - ③ 学校生活アンケートと同時にインターネットに関するアンケートの実施

9 いじめへの対応

<p>その日のうちに</p>	<p>1 いじめの情報をキャッチ(認知)</p> <p>↓</p> <p>いじめの事実確認</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憶測を入れずに事実のみ ・ 些細なことでも報告 <p>3 いじめ根絶委員会の構築</p>	<p>担任 ← 生徒 保護者 他の教職員 アンケート 個人面談 等</p> <p>↓</p> <p>学年主任</p> <p>↓</p> <p>管理職 生徒指導主事</p> <p>↓</p> <p>校内のいじめ根絶委員会による対応</p> <p>管理職 担任 学年主任 生徒指導主事 学年生徒指導担当 教務主任 養護教諭 スクールカウンセラー など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導・支援の方針の立案, 共有 ○ 指導・支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰が, 誰に, いつまで, 何をするか ・ すぐに行う対応 ・ 中・長期的な対応 ・ 保護者への対応
<p>2日以内に</p>	<p>4 事実関係の把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた生徒 ・ いじめた生徒 ・ まわりの生徒 ・ 教職員 ・ 保護者 <p>早期の対応 早期の危機介入</p> <p>※ 事実確認は複数の教員で行う</p>	<p>↓ 指示…学校全体で組織的な対応</p> <p>担任・関係職員</p> <p>いじめられた生徒 いじめた生徒 } 情報の 突き合わせ</p> <p>↓ 報告</p> <p>管理職 生徒指導主事</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任・関係職員 → いじめた生徒及びその 保護者への指導・助言</p> <p>↓</p> <p>いじめられた生徒及び保護者への支援</p> <p>保護者・生徒の気持ちに寄り添った対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への連絡 (学校としての方針, 面談の連絡等)
<p>その後の対応</p>	<p>5 再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくり ・ 一人一人の良さや可能性を生かし, 互いに高め合う学級づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止の啓発活動 ・ 継続的な生徒観察・情報収集